

# 働き方改革関連法 解説セミナー&個別相談会

2019年4月1日から順次施行される  
働き方改革関連法について解説いたします。(概要は裏面参照)

Action

1

開催日時

平成31年2月8日(金)

<解説セミナー> 第1部 10時00分~12時00分  
第2部 14時00分~16時00分  
<個別相談会> 10時00分~17時00分

Action

2

開催場所

神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール  
(神戸市中央区東川崎町1-1-3)

Action

3

対象者

企業の人事労務担当者等 (第1部: 先着200名 第2部: 先着200名)

Action

4

プログラム

<解説セミナー> (第1部・第2部とも同じ内容です。)

- (1) 労働時間法制の見直しについて (改正労働基準法等)
- (2) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について (パートタイム・有期雇用労働法等)
- (3) 助成金等支援施策について

<個別相談会>

開設時間 10時00分~17時00分

- \* 会場の受付周辺に相談ブースを設置いたします。
- \* 法改正への対応や助成金の活用など、ご自由にご相談できます。

<参加申込について>  
裏面の参加申込書にご記入のうえ、  
FAXにてお申込みください。

主催: 兵庫労働局  
共催: 兵庫県働き方改革推進支援センター



# 「働き方」が変わります! (働き方改革関連法の概要について)

Point  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
複数月平均**80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point  
2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、**10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、  
**正規雇用労働者と非正規雇用労働者**（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

働き方改革関連法 解説セミナー & 個別相談会 参加申込書【FAX:078-367-9050】

会社名（団体名）

住所（市区町）

担当者（氏名）

TEL

氏名	役職名	参加希望回に○印を
		第1回・第2回・個別相談会
		第1回・第2回・個別相談会
		第1回・第2回・個別相談会

※上記 参加申込書をご記入の上、FAXにてお申込みいただくか、下記連絡先までお問い合わせください。  
※お申込みいただきました個人情報、当セミナー及び相談会のみ利用させていただきます。

### 【お問合せ先】

〒650-0044  
兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3  
クリスタルタワー15階

兵庫労働局雇用環境・均等部企画課  
担当：砂川・土開  
電話：078-367-0700  
FAX：078-367-9050

